



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和2年1月25日

2年新春号

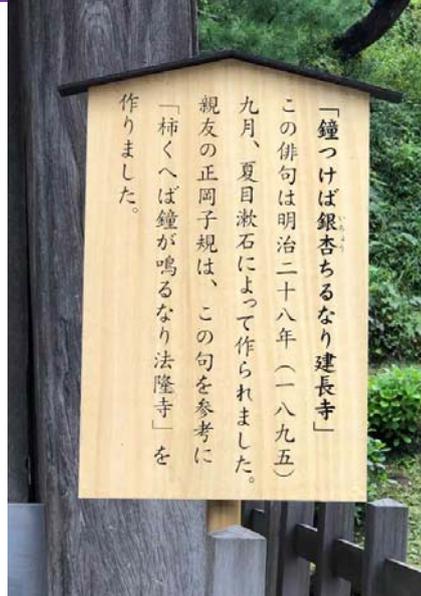
No. 43

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 高岩 弘至
事務局 泉大津市二田町1丁目11-15 オークハイツⅢ301号
編集委員 / 中島 浩・永谷博子・森永正樹・露口和夫・中塚高志



『建長寺の梵鐘』

『鎌倉大仏』



<写真： 露口 和夫 先生>

【2年新春号 主な内容】

- | | | | |
|----|------------------------------------|----|---------------|
| 1面 | 写真『鎌倉』 | 6面 | 寄稿『支部旅行に参加して』 |
| 2面 | 中島副支部長あいさつ | 7面 | 寄稿『初優勝しました』 |
| 3面 | 歴代支部長に突撃!! | | 会員の異動 |
| 4面 | 第42回誌上研修 | 8面 | 最新研修ビデオの紹介、 |
| | 『令和2年分の所得税確定申告からの
青色申告特別控除について』 | | 原稿・写真募集、編集後記 |



新年のごあいさつ

副支部長 中島 浩

新年あけましておめでとうございます。令和になって初のお正月、泉大津支部の会員先生方はいかがお過ごしされたでしょうか。

旧年中は、支部の会務運営に対し、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。本年も昨年同様、ご協力のほどよろしくお願い致します。

私は、高岩支部長体制のもと、改めて副支部長を拝命し、副支部長3期目を迎えることとなりました。今回は「広報」と「租税教育」を担当させていただいております。

租税教育事業は、近畿税理士会においても社会貢献の一つとして重点施策に掲げられており、和泉市においても、平成30年6月14日に、南松尾はつが野学園において「租税教育推進の街 いずみ」が宣言されました。支部に対しても、小学校・中学校を中心とした租税教室の講師依頼が年々増加してきており、今期以降もますます増加することが予想されております。支部といたしましてもそれに対応すべく、租税教室の講師育成に力を入れ、本会等で行われている講師養成研修会に参加しておりますが、やはり講師が不足しております。会員先生方のご協力が必要となりますので、どうかよろしくお願い致します。

また、広報としましては、年2回の支部だよりを発行しておりますが、会員先生方に参加して頂けるよう心掛けております。原稿や表紙写真等の依頼をさせていただくこともあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願い致します。また、一昨年に更新発行した支部会員名簿についても、定期的に更新することを検討しております。お願い事ばかりになりますが、何卒よろしくお願い致します。

結びにあたり、会員先生方のご健康、ご多幸そして事業のご繁栄を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



保険事業

全国税理士共済会

- ～暮らしと事業の安心保険。充実したプランで関与先を応援～
VIP大型総合保障制度
- ～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルダリーライフを実現～
全税共年金

近畿税理士企業共済会

- ～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

- 団体所得補償保険、新・団体医療保険、自動車保険
火災保険、ゴルファー保険

積立年金事業

- ～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
阪奈積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

- ～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
小規模企業共済制度
- ～中小企業の連鎖創産にそなえる～
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)
- ～従業員の退職金にそなえる～
中退共済制度(中小企業退職金共済制度)

あっせん事業

- ～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご活用ください～
税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン /
健康(FIT検診など) / レクリエーション(旅行・租額・ゴルフなど) /
その他(生活雑貨、衣料品、ホームセキュリティーなど)
- ※一部WEB販売(書籍、電子製品など)



〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F) TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800
E-mail: office@hanna-zelkyo.jp



大阪・奈良税理士協同組合

万全のサポート体制で、組合員のさらなる発展を目指します！

歴代支部長に突撃!!

かなり久しぶりの企画の再登場です。第9回となる今回は平成27年から令和元年まで支部長を務められました石谷秀志先生の事務所に突撃訪問いたしました。

石谷先生の支部長就任と合わせて就任した当時の副支部長は40代が多く、今までとはまた違った感じの役員会になったのではないのでしょうか。

	会 員 数	執 行 部
平成27年	104人・法人2社	石谷 秀志 先生・高岩 弘至 先生 笠井 慎五 先生・森福 清和 先生 中島 浩 先生・真奥 隆 先生
平成28年	107人・法人2社	
平成29年	108人・法人3社	
平成30年	110人・法人3社	

Q. 支部長になって苦労したことは何ですか？

A. 支部会員の意向に配慮しながら、税理士会の一支部として会務運営をどのように行っていくべきか悩みました。2期4年のうちの1期目は、大阪府第4支部連合会の会長職も兼務したのですが、支部連活動について知らない点が多く、周りの先生のお気遣いにより何とか行うことができました。他にも大阪・奈良税理士協同組合の支所長や泉大津納税協会の副会長としての活動もあり、私自身、泉大津支部の代表として恥ずかしくないようにと思いつつも、ダメな点がかなりあったはずです(笑)。



Q. 支部長になって印象に残っている出来事は？

A. 制度的には平成28年からマイナンバー制度が導入されたことや、税務支援対策事業での地区相談会場の日数の減少や、テクスピア大阪での署外会場の運営、租税教育事業の拡大、36時間研修の義務化等があり、各事業について支部会議で色々と検討いたしました。

他には支部会員名簿の作成や、危機管理模擬訓練の充実、新入会員への個別説明会の開催及び支部役員選考委員会の設立など様々な取り組みをさせていただきました。

Q. 税務署とのエピソードがありますか？

A. 支部長在任中は、柴原一夫氏、篠田篤司氏、市原幸造氏、漢昭弘氏の4人の署長他幹部の皆様とは円滑な会務運営を行うことができ、支部事業にとって重要な確定申告期の税務支援対策事業についても無事に実施することができました。

Q. 現在の支部について何かありますか？

A. 支部事業や本会会議への出席等、会務が増えてきており、役員皆様の事務所のお仕事に差し支えることも増えてきていると思いますので、支部運営の効率化を図り、各人の負担を最小限にして、必要な支部事業をしっかりと行っていただければと思います。



Q. 若手の先生に向けてメッセージをお願いします。

A. 泉大津支部の先生は気さくな方が多いので、支部研修会や旅行、ゴルフや飲み会等にどんどんご参加いただいて、仕事の相談をしたり、楽しめるお知り合いを増やしてみたいはいかがでしょうか？

支部役員の方でも、若手の先生が気軽に参加できるような企画をもっと作ってみては如何でしょうか。



第 42 回誌上研修

『令和 2 年分の所得税確定申告からの青色申告特別控除について』

研修委員 奥西 俊伸

平成 30 年度の税制改正で令和 2 年分の所得税確定申告から 65 万円の青色申告特別控除が変わります。現行 65 万円が 55 万円に変更されます。それに伴い基礎控除額も 38 万円から 48 万円に引き上げられます。ただし「現行の 65 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて電子申告又は電子帳簿保存を行うと引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられます。改正後の 65 万円の青色申告特別控除についてまとめてみました。

1 趣旨

65 万円又は 55 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、その所得について正規の簿記の原則（複式簿記）により記帳された帳簿を基に作成された貸借対照表、損益計算書を確定申告書に添付することが求められます。

これは、正しい帳簿及び決算書を作成・保存することにより正確な所得税の計算を担保することを目的としており、その促進を図るための優遇措置と考えられます。

2 適用対象者

- ①青色申告書を提出することにつき、税務署長の承認を受けている個人です。
- ②不動産所得又は事業所得（山林所得には適用がない）を生ずべき事業を営む者です。
（小規模事業者の現金基準の選択（法 67 条）の適用を受ける者を除く）

3 適用要件

- ①青色申告者の帳簿書類の規定（法 148①）により、その営業を営む事業につき帳簿書類を備えつきます。
- ②上記①の帳簿にその承認を受けている年度の不動産所得の金額又は事業所得の金額が正確に計算できるように、一切の取引の内容を詳細に正規の簿記の原則に従って記録（規則 57～62,64）します。
- ③所得が不動産所得のみの場合は、事業的規模です（事業所得がある場合は、不動産所得の事業規模は問われない）。
- ④その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織を使用して行います（e-Tax）、又はその年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電子帳簿保存を行います。

4 特別控除額

次に掲げる金額のうち、いずれか低い金額です。

- ①65 万円（上記 3 適用要件の④を満たさない場合には、55 万円）
- ②不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額



ただし、青色申告特別控除額を控除する前のこれらの所得のうち赤字がある場合は所得ゼロとして合計額を計算します。また、措置法 26 条《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》の必要経費の計算の特例の適用を受ける社会保険診療報酬による所得は対象外とします（措通 25 の 2-1）。

5 控除の方法

まず、不動産所得の金額から控除し、控除不足額があるときは事業所得の金額から、順次控除します。

6 手続要件

- ①確定申告書にこの規定の適用を受けようとする旨及び控除を受ける金額の計算に関する事項の記載をします。
- ②その所得について正規の簿記の原則により記帳された帳簿書類に基づき作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付が必要です。
- ③その確定申告書をその提出期限までに提出します。



7 その他

電子帳簿保存の適用を受けるためには帳簿の備え付けを開始する日の 3 カ月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。令和 2 年分に限っては令和 2 年 9 月 29 日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて同年 12 月 31 日までの間に、電子帳簿保存を行うことで 65 万円の青色申告特別控除が受けられます。

また 10 万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様になります。

	【現行】	【改正 1】	【改正 2】
(青色申告特別控除)	65万円	55万円	65万円
(基礎控除)	38万円	48万円	48万円
	合計 103 万円		合計 113 万円

10 万円 UP!

<参考文献>

国税庁タックスアンサーNo.2072 青色申告特別控除
第一法規所得税Q & A 青色申告特別控除（平成 32 年分）



支部旅行に参加して

櫻井 善章

新大阪駅に7時集合なら、早朝ゴルフの時よりも早起きしなければならない。

そんな集合時間にもかかわらず、職業柄か集合時間の約15分前には夜遊びの過ぎた某先生を除き、ほぼ全員が集合していた。

某先生も新幹線の出発時間前には何とか間に合い、三島へ向け

て出発。初日の天候はあいにくの雨。前週の台風19号の被害もあり、行程は大幅な変更を余儀なくされた。新幹線が三島駅到着後はまずは昼食会場へ。昼食は山梨県名物のほうとううどん。量が多く、完食率の低い中、1名の女性の先生は見事、完食。昼食後、山梨県立リニア見学センターへ。幸運なのか当たり前なのか、センターに滞在時間中に2回試運転を見ることが出来、乗ってみたいとなったが、品川-名古屋の開通は8年後の2027年。大阪への延伸はさらに18年後の2045年。随分先の話だ。その時までは無病息災で頑張りたい。

その後、横浜市内観光を経て、夕食は生まれて初の横浜中華街。神戸の中華街よりも規模はかなり大きく感じた。



2日目は雨予報にもかかわらず、奇跡的に小田原まで雨知らず。行程は予定通り鎌倉、江の島観光。限定という言葉に弱く、大仏の胎内に入れるのは鎌倉だけという謳い文句につられ、ほとんどの方は20円支払って、体験。まあ、特段大きな感動もなく、こんなものかなって感じだったが。

2日間の行程を終えた感想ですが、旅行に参加するといろんな先生のいろんな部分が垣間見る事が出来るので、意外な発見があつて面白い。参加された事のない先生も是非参加されてはいかがでしょうか。





初優勝しました

中島 浩

昨年12月5日に支部ゴルフコンペが、天野山カントリークラブにて開催されました。今回は、5組19名の参加でした。当日は、気温も低く少し肌寒いくらいでしたが、日なたでは少し暖かく感じることもあり、まずまずの天候でした。

同じ組のメンバーは、杉本先生・中居先生・日本生命の文箭様でしたが、中居先生のドライバーの好調さに煽られ、また昼食時には杉本先生からゴルフの厳しさを教えていただきながら、楽しくラウンドすることができました。

スコアは104と決していいものとはいえなかったのですが、ハンディを多くもらっていたため、優勝することができました。支部ゴルフに参加させていただくようになって十数年になりますが、初めての優勝でした。参加し始めた頃はとんでもないスコア(公表できませんが・・・)で回っていたことを思い出し、少しは成長したかな?と自画自賛しております(笑)。

こんな私でも優勝することができたので、まだゴルフを始めたばかりの若手の先生方も是非参加していただきたいと思います。次回は、確定申告明けの4月上旬頃を予定しております。たくさんの先生方の参加をお待ちしております。



会 員 の 異 動

令和2年1月15日現在・・・会員数 123名 (内税理士法人 3)

<入 会>



R1.10.23

とみなが とくゆき
富永 徳幸 先生 (開業)

登録番号：142143

生年月日：S29.4.27

泉大津市寿町16番19号

TEL：0725-32-1909/FAX：—

<転 出>

R1.12.26 宮本 敦史 先生 (東支部へ)

R1.12.27 小田 稔 先生 (南支部へ)

<ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

R1.9.27 吉山 勝男 先生

勤続10年のお礼

当支部事務局の桐石由美子さんが、昨年11月に勤続10年を迎えることとなりました。桐石さんは、事務局発足当時から勤務していただき、阪支部長・原支部長・石谷支部長時代の執行部を支えていただいております。本当にありがとうございました。

また、高岩支部長体制においても、引き続き支えていただきますよう、よろしくお願いいたします。



最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

<マルチメディア研修（日税連）>

「令和元年度税制改正について」
「事業承継への取組みについて
～事業承継税制と担い手探しナビ～」
「税減税率制度
キャッシュレス・消費者還元事業」

<プロフェッショナルセミナー>

「医療法人の税務会計の留意点
～基礎的な事項から最近の動向も踏まえて～」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「使いやすくなった事業承継税制の
実務上の留意点」
「民法（相続関係）改正と税務への影響
～配偶者居住権の創設をはじめとして～」

<全国統一研修会>

「法人税の身近な事例を巡る疑問点の検証」

<法学ゼミナール>

「税法の常識・非常識」



原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL：0725-33-7400 / FAX：0725-33-7405

e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



編集後記

新年あけましておめでとうございます。平素は支部運営にご協力いただきありがとうございます。令和初のお正月はどうお過ごしになりましたか？2019年は平成から令和へと時代が変わり、我が支部でも石谷体制から高岩体制へと変わりました。新体制へと変わって最初の支部旅行は横浜方面への観光。リニアを見たり中華街へ出かけたりと楽しかったです。毎年どこに行けるか楽しみにしています。櫻井先生も仰るように皆様のご参加お待ちしております。歴代支部長突撃！！では、前石谷支部長の事務所へ訪問させていただきました。ありがとうございます。誌上研修では、奥西先生ご協力ありがとうございました。年末ゴルフコンペでは中島先生が優勝。新年のご挨拶とゴルフの記事と大活躍ですね(笑)

最後に、昭和、平成と菊花賞を制覇している武豊騎手ですが、令和最初の菊花賞もワールドプレミアで制覇して3元号での同一G1制覇となりました。競馬会の生きるレジェンドはこれからも色んな記録を更新していくでしょうね。ちなみにワールドプレミアの馬主さんは税理士です。。なんだかなあ～(笑) (M.M)